

浄化槽分野における二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金 新旧対照表

1. 名称

令和3年度	令和4年度
二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

2. 補助対象事業の概要

【対象人槽、削減率】等	令和3年度	令和4年度
機器更新改修 人槽	51人槽以上	30人槽以上
削減率	5%以上	20%以上
浄化槽本体交換 人槽	60人槽以上	30人槽以上
削減率	大幅な削減	46%以上
再エネ設備導入	-	新規対象事業

3. 補助金の額、補助率

令和3年度	令和4年度
補助対象事業の「総事業費」の2分の1(費用対効果の目標を満たさない事業は一律、補助の対象外)	補助対象事業の「総事業費」の2分の1(費用対効果の目標を満たさない事業について、削減率等の要件を満たしているのであれば、 <u>基準額の2分の1</u> を交付。 <u>基準額については、計算書等を基に全浄連が判断するため、申請の事前に全浄連へ要相談。</u>)

4. 申請の締め切りと完了実績報告書の期限(日時は前年同様)

令和3年度	令和4年度
令和3年11月30日17時までに各受付団体で受理されること。(機器改修、浄化槽交換ともに)	令和4年11月30日17時までに各受付団体で受理されること。(機器改修、浄化槽交換、 再エネ設備導入 ともに)
完了実績報告書の提出は、事業の完了日から30日以内に行うこと。ただし、事業完了日から30日後の日付が(翌年)1月31日を超える場合はその日までに提出すること。	完了実績報告書の提出は、事業の完了日(明確化 。これまで工事完了日と同一視されている例が散見されたが、工事完了後に検収および原則として工事請負業者への支払いを終えた日)から30日以内に行うこと。ただし、事業完了日から30日後の日付が(翌年)1月31日を超える場合は1月31日までに提出すること。

5. 申請者の要件(変更なし)

令和3年度	令和4年度
地方公共団体、民間企業(会社法人、個人事業主ともに)、住宅団地の管理組合(任意団体含む)、学校法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人などで、必要書類を全て提出できる <u>浄化槽所有者</u>	地方公共団体、民間企業(会社法人、個人事業主ともに)、住宅団地の管理組合(任意団体含む)、学校法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人などで必要書類を全て提出できる <u>浄化槽所有者</u> ※注釈を公募要領に追加している。 ※特に、「法人」本体および「法人」の代表者名ではなく、支店ないし事業所単位(とその支店ないし事業所の代表者)での申請を行う場合は、その支店ないし事業所(その代表者)が決裁権を持つことを示す社内規則等の該当箇所の写し若しくは委任状等を提出書類に付すこと。

6. (1)機器更新改修事業

令和3年度	令和4年度
51人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプなどの電動機器類を最新型機器(高効率ブロワなど)へと改修する、若しくはインバーター装置等を導入することによって、事業対象機器の合計年間消費電力量を事業前に比して5%以上削減できるような事業	30人槽 以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプなど電動機器類を最新型の高効率機器へと改修する他、 原則的にはインバーター装置あるいはタイマー設定等の導入を行うこと によって、対象機器類にかかるエネルギー起源のCO ₂ 排出量を事業前に比して 20%以上削減 できる事業(※再エネ設備導入事業を併せて実施する場合は、それによる削減効果を含めて削減率を算出する)
-	※1 下水道供用区域または予定処理区域であっても正当な事由によって市町村など地方公共団体から設置が認められている浄化槽もしくは予定処理区域であっても 長期間にわたって下水道の接続が見込めない地域に設置された浄化槽にかかる事業については対象になり得る (下水道供用区域であっても浄化槽使用者の意思で接続していない場合は対象外。)

<p>補助対象外となる主な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定前に発生した物品の購入 ・ 通常は運転していない故障時に代替するための予備機の更新 ・ 劣化したマンホール・チェッカープレート の補修・交換 ・ 腐食した配管類の補修、交換 ・ 既設機器・廃材の廃棄・処分 	<p>補助対象外となる主な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の申請や報告他、事業に係る事務費 ・ 交付決定前に行った物品の購入や工事契約 ・ 通常は運転せず、故障時などに代替するための予備機、非常用機器の更新 ・ 劣化したマンホール(チェッカープレート)や配管の補修など通常の保守整備の版内にあたる事業 ・ 工事に伴って行われる植木の伐採や土木工事など ・ 既設機器・廃材・発生材の廃棄・処分
--	---

7. (2)浄化槽交換事業

令和3年度	令和4年度
<p>60人槽以上で構造基準型または初期の性能評価型の既設合併処理浄化槽本体を省エネ型の最新式浄化槽へ交換更新することによって年間消費電力量を大幅に削減できる事業</p>	<p>30人槽以上の既設合併処理浄化槽から先進的な省エネ型浄化槽への本体交換を行うことによって、浄化槽全体にかかるエネルギー起源の二酸化炭素を事業前に比して46%以上削減できる事業(※再エネ設備導入事業を併せて実施する場合は、それによる削減効果を含めて削減率を算出する)</p>
<p>-</p>	<p>※1 下水道供用区域または予定処理区域であっても正当な事由によって市町村など地方公共団体から設置が認められている浄化槽もしくは予定処理区域であっても長期間にわたって下水道の接続が見込めない地域に設置された浄化槽にかかる事業については対象になり得る(下水道供用区域であっても浄化槽使用者の意思で接続していない場合は対象外。)</p>
<p>補助対象事業はいわゆる標準工事であり、具体的には、仮設工事、掘削工事、基礎工事、据付工事、埋戻工事、上部スラブ工事、(二次側)設備工事、(二次側)電気工事。また、山留、水替、支柱・擁壁工事等の現場状況によって大きく変動する工事は対象外。</p>	<p>- (交換する浄化槽の新設工事にかかる費用は要件を満たす限りは原則として費用対効果の基準を満たす範囲内で補助対象。費用対効果の基準を超過する場合は、基準額の2分の1を交付する。事務費、交付決定前の購入・契約、(一次側)配管や植木伐採、直接関わらない土木工事、既設浄化槽の撤去費用は対象外。)</p>

8. 再エネ設備導入事業

令和3年度	令和4年度
-	前述(1)(2)事業と併せて行う再生可能エネルギー設備(太陽光発電、蓄電池等)の導入事業であり、当該再生可能エネルギー設備が(1)または(2)事業により改修または交換した浄化槽において必要とされる電力量を賄う設備で、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費されることが可能なものであり、固定価格買取制度など売電を行わないものであると同時に、関係諸法令・基準を遵守するとともに、エネルギー起源のCO ₂ 排出量の削減に資する事業
-	蓄電池を設置するにあたっては交付規程に定められた各要件を満たすこと。
-	計画する年間発電量の上限は新設機器にかかる年間消費電力量の総和に等しい。(機器改修、本体交換いずれの事業と併せて実施する場合であっても、新設機器の電力を賄う設備であることの確認。既設機器の一部だけを改修更新する場合は、更新しない機器に対して割り当てることはできない、という趣旨が含まれている。)また、余剰電力の多用途への転用は認められない。
-	補助対象事業は、 再生可能エネルギー設備導入の直接工事 であり、事務費や、交付決定前の物品購入や契約、植林伐採や直接工事に係らない土木工事は対象外。詳細は、事前に全浄連へ相談、確認。

9. 申請時の留意事項

令和3年度	令和4年度
申請する一事業者が複数物件を保有している場合はまとめて申請可能。	浄化槽1基ごとに申請。(同一事業者が複数の申請を同時に行う場合、申請に必要な公的書類は1部を原本、残りをコピーとすることができる。ただし(コピー含め)発行後3カ月以内であること。)

書類を郵送する際は封筒のオモテ面に「省エネ」補助金申請と朱書きする。	書類を郵送する際は封筒のオモテ面に「脱炭素」補助金申請と朱書きする。
電子ファイル送信先は各受付団体の他、全浄連アドレス(e-con@zenjohren.or.jp)にも送信する。	電子ファイル送信先は各受付団体の他、全浄連アドレス(decarbon@zenjohren.or.jp)にも cc 送信する。

10. 審査基準について

令和3年度	令和4年度
<p>費用対効果(補助対象事業の総事業費(円)÷15(年)÷事業によるCO₂削減量(t-CO₂/年))が、 機器改修の場合：8万円/t-CO₂ 本体交換の場合：10万円/t-CO₂ の目標額以下であること。</p>	<p>費用対効果(補助対象事業の総事業費(円)÷15(年)÷事業によるCO₂削減量(t-CO₂/年))が、 機器改修の場合：8万円/t-CO₂ 本体交換の場合：10万円/t-CO₂ の目標額以下であること。 ※再エネ設備導入事業を実施する場合はそれにかかる費用を総事業費から除外する。 ※再エネ設備導入事業を実施する場合はそれによる削減効果を事業によるCO₂削減量に算入する。 ※補助事業の各種要件を満たした上で、費用対効果の目標額を超過する場合は、基準額の2分の1に相当する補助金を交付するため、計算表などの資料をもって事前に全浄連へ相談すること。</p>

11. 交付申請時の提出必要書類

令和3年度	令和4年度
①交付申請時確認事項(チェックシート) ②様式第1 交付申請書 ③別紙1 実施計画書 ④浄化槽法第11条検査結果書の写し ⑤二酸化炭素削減効果計算表 ⑥別紙2 経費内訳 ⑦「別紙2 経費内訳」に関する証憑書類 ・(見積り合わせによる場合)2社以上の見積書 ・(一般競争入札を行った場合)入札を行ったこと、落札業者、落札金額がわかる資料	全申請者共通 ①交付申請時確認事項(チェックシート) ②様式第1 交付申請書 ③別紙1 実施計画書 ④浄化槽法第11条検査結果書の写し ⑤二酸化炭素削減効果計算表 ⑥別紙2 経費内訳 ⑦「別紙2 経費内訳」に関する証憑書類 ・(見積り合わせによる場合)2社以上の見積書 ・(一般競争入札を行った場合)入札を行ったこと

<p>・(一般競争入札をこれから行う場合)工事設計書や参考見積など(入札を行ったタイミングで上記資料を送付すること。)</p> <p>⑧履歴事項全部証明書の原本</p> <p>⑨納税証明書(その3の3)の原本</p> <p>(申請者が地方公共団体である場合は⑦及び⑧に代わって、申請年度の予算書を提出)</p> <p>(浄化槽本体交換事業を行う場合は、取得予定浄化槽に係る型式適合認定書やそれに相当する書類、新設予定浄化槽の機器表・設計計算書、公印が押された浄化槽工事業登録申請書の写し、浄化槽設備士免状の写し)</p>	<p>と、落札業者、落札金額がわかる資料</p> <p>・(一般競争入札を申請後に行う場合)工事設計書や参考見積など(入札を行ったタイミングで上記資料を送付すること。)</p> <p>(申請者が地方公共団体でない場合)</p> <p>⑧-1 履歴事項全部証明書の原本</p> <p>⑧-2 納税証明書(その3の3)の原本</p> <p>(申請者が地方公共団体である場合)</p> <p>⑧申請年度の予算書(表紙と該当箇所の写しで可)</p> <p>(機器改修事業を申請する場合)</p> <p>⑨-1 機器表(様式自由)</p> <p>※更新する機器だけではなく、事業にかかる浄化槽に設置された全ての機器とそれらの運転状況について記したリスト。</p> <p>(本体交換事業を申請する場合)</p> <p>⑨-2 新・旧浄化槽の機器表(双方)と新設予定浄化槽の設計計算書</p> <p>⑩地方公共団体担当部署で受理された浄化槽設置届とその添付書類の写し(取得予定浄化槽に係る型式適合認定書やそれに相当する書類、設置図面等を想定)</p> <p>⑪公印が押された浄化槽工事業登録申請書の写し</p> <p>⑫施工時に立ち会う浄化槽設備士免状の写し</p> <p>(再エネ設備導入事業を申請する場合)</p> <p>⑬再エネ設備導入による二酸化炭素削減効果の計算にかかる資料</p> <p>⑭工事実施にあたって必要な資格、許認可等を示す資料</p>
--	---